

令和7年3月八幡平市教育委員会定例会

日 時 令和7年3月21日(金)
午後1時30分から
場 所 八幡平市役所3階大会議室

次 第

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 報告事項

(1) 各課から報告

① 教育総務課

② 教育指導課

③ 文化スポーツ課

4 付議する事件

- (1) 報告第1号 八幡平市教育振興運動実践班活動費補助金交付要綱の制定について
- (2) 議案第1号 八幡平市教育委員会行政組織規則及び八幡平市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の一部を改正する規則
- (3) 議案第2号 八幡平市教育委員会における安全衛生管理規程等の一部を改正する訓令
- (4) 議案第3号 八幡平市立学校教職員服務規程の一部を改正する訓令
- (5) 議案第4号 八幡平市招致外国青年就業規則の一部を改正する規則
- (6) 議案第5号 令和7年度八幡平市学校教育の方針について
- (7) 議案第6号 八幡平市教育委員会職員の人事異動について

5 その他

6 閉 会

会議名 令和7年3月八幡平市教育委員会定例会

日時 令和7年3月21日(金)
午後1時30分から 時 分まで

場所 八幡平市役所3階大会議室

出席者 教育長 星 俊也
委員 羽沢 憲英
委員 松田 育恵
委員 小野 永喜
委員 田村 沙和子

説明員 教育総務課長兼学校給食センター所長兼図書館長 坂本 譲
教育指導課長兼教育研究所長 田代 英樹
文化スポーツ課長兼博物館長 関 貴之

事務局 教育総務課長補佐兼学校給食センター副所長兼図書館副館長 羽澤 りち子

傍聴人 人

八幡平市教育委員会行事報告

令和7年2月定例会終了後から令和7年3月定例会

月日	行事等の内容	場 所	担当課等
2月26日(水)	第2回学校給食センター運営委員会	市役所ミーティング室	西根地区給食センター
2月27日(木)	県緑化推進委員会八幡平支部総会	市役所庁議室	農林課
2月28日(金)	大更駅前拠点施設整備本部第8回本部会	市役所庁議室	商工観光課
3月1日(土)	卒業式	平館高等学校	教育総務課
3月3日(月)	市社会教育委員会	市役所大会議室	文化スポーツ課
3月4日(火)～	市議会第1回定例会(一般質問)	市議場	総務課
3月13日(木)	卒業証書授与式	西根中・西根一中・松尾中・安代中	教育総務課
3月14日(金)	卒業証書授与式	平館小学校	教育総務課
3月15日(土)	高橋時夫氏旭日双光章受章記念祝賀会	ホテルメトロポリタン盛岡ニューウイング	教育総務課
3月17日(月)	市総合計画調整会議	市役所庁議室	企画財政課
	自殺対策庁内連絡会	市役所庁議室	健康福祉課
3月18日(火)	卒業証書授与式	田頭小・平笠小・寺田小・寄木小・田山小	教育総務課
	市議会第1回定例会(最終日)	市議場	総務課
3月19日(水)	卒業証書授与式	大更小・松野小・柏台小・安代小	教育総務課
3月21日(金)	市防災会議	市役所多目的ホール	防災安全課
	3月教育委員会定例会	市役所大会議室	教育総務課
	第3回総合教育会議		
	教職員管理職辞令交付式、送別会		

八幡平市教育委員会行事計画

令和7年3月定例会終了後～令和7年4月30日

月 日	行事等の内容	場 所	担当課等
3月24日(月)	第3回総合計画審議会	市役所多目的ホール	企画財政課
3月25日(火)	消防車両引渡式	結いの広場	防災安全課
3月27日(木)	学校安全互助会理事会	岩手県民会館	教育総務課
3月31日(月)	退職辞令交付式	市役所大会議室	総務課
4月1日(月)	八幡平市職員辞令交付式	市役所大会議室	総務課
	教育委員会辞令交付式		教育総務課
	八幡平市教職員着任式		教育総務課
4月2日(水)	八幡平市行政連絡員会議	市役所多目的ホール	まちづくり推進課
	大更駅前拠点施設整備本部第8回本部会	庁議室	商工観光課
4月3日(木)	児童生徒支援員辞令交付式	市役所大会議室	教育総務課
	消防団辞令交付式	市役所多目的ホール	防災安全課
4月5日(土)	入学式	安代小・西根中・松尾中	教育総務課
4月7日(月)	入学式	田山小	教育総務課
4月8日(火)	入学式	大更小・田頭小・平笠小・平館小・松野小・寄木小・柏台小・西根一中 安代中	教育総務課
	新規採用職員研修教育長講話	市役所委員会室	総務課
4月9日(水)	入学式	寺田小、平館高	教育総務課
	市校長会議	市役所大会議室	教育指導課
4月10日(木)	黄色い羽根街頭配布	大更小学校	防災安全課
	市副校長会議	市役所多目的ホール	教育指導課
4月11日(金)	市初任者研修	市役所大会議室	教育指導課
	岩手地区校長会定期総会	サンセール盛岡	教育総務課
4月12日(土)	消防関係者歓送迎会	西根地区市民センター	防災安全課
4月13日(日)	八幡平市スポーツ少年団結団式	八幡平市総合運動公園 園体育館	文化スポーツ課

八幡平市教育委員会行事計画

令和7年3月定例会終了後～令和7年4月30日

月 日	行事等の内容	場 所	担当課等
4月14日(月)	管内教育長会議、管内校長会議	サンセール盛岡	教育総務課
	第1回盛岡教育事務所管内教育振興協議会 理事会・幹事会	サンセール盛岡	教育総務課
4月17日(木) ～ 4月18日(金)	東北都市教育長協議会定期総会・研修会	花巻市ホテル紅葉館	教育総務課
4月21日(月)	第1回市教育研究所運営委員会	市役所大会議室	教育指導課
4月23日(水)	4月教育委員会定例会	市役所大会議室	教育総務課
	市教職員管理職歓迎会	いこいの村岩手	教育総務課
4月24日(木)	市政懇話会	市役所多目的ホール	企画財政課
4月25日(金)	市学校警察生徒指導連絡協議会総会	市役所大会議室	教育指導課
4月27日(日)	NHKのど自慢	八幡平市総合運動公園 園体育館	総務課

報告第1号

八幡平市教育振興運動実践班活動費補助金交付要綱の制定について

八幡平市教育振興運動実践班活動費補助金交付要綱を定めることについて、別紙のとおり報告する。

令和7年3月21日提出

八幡平市教育委員会教育長 星 俊也

制定理由

八幡平市教育振興運動推進協議会の解散に伴い、教育振興運動実践活動を行う実践班に対し活動費の補助を行うため、補助金交付要綱を制定しようとするものである。

報告第1号

八幡平市告示第●号

八幡平市教育振興運動実践班活動費補助金交付要綱を次のように定める。

令和●年●月●日

八幡平市長 佐々木 孝 弘

八幡平市教育振興運動実践班活動費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域で子どもを育てる体制を整備し、教育振興運動の促進を図るため、教育振興運動実践活動に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、八幡平市補助金等交付規則（平成17年八幡平市規則第68号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体（以下「交付対象団体」という。）は、教育振興運動を実践するために活動する団体（以下「実践班」という。）とする。

(補助金の交付対象経費及び額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

交付対象経費	補助金の額
教育振興運動実践活動に要する経費	1 基本額 1 実践班当たり 5,000円
	2 人数割 1 実践班の児童生徒数30人につき 5,000円

(提出書類及び提出期日)

第4条 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表のとおりとする。

2 市長は、別表に掲げる書類以外の書類であっても必要と認めるときは、交付対象団体に提出させることができる。

(書類の保管)

第5条 交付対象団体は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした関係書類を補助事業が完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出期日
規則第3条の規定による書類	1 八幡平市教育振興運動実践班活動費補助金交付申請書 2 事業計画書 3 収支予算書	様式第1号 様式第2号 様式第3号	別に定める。
規則第5条第1項第2号から第4号までの規定により承認を受ける場合の書類	1 八幡平市教育振興運動実践班活動費補助金事業変更（中止、廃止）承認申請書 2 事業計画書 3 収支予算書	様式第4号 様式第2号 様式第3号	変更（中止、廃止）の理由が生じた日から起算して15日以内
規則第7条第1項の規定による書類	八幡平市教育振興運動実践班活動費補助金交付申請取下書	様式第5号	補助金の交付決定通知を受領した日から起算して15日以内
規則第12条の規定による書類	1 八幡平市教育振興運動実践班活動費補助金実績報告書 2 事業実績書 3 収支決算書	様式第6号 様式第2号 様式第3号	別に定める。
規則第14条第1項の規定による書類	八幡平市教育振興運動実践班活動費補助金交付請求書	様式第7号	別に定める。
規則第14条第2項の規定による書類	八幡平市八幡平市教育振興運動実践班活動費補助金前金払請求書	様式第8号	別に定める。

様式第1号（別表関係）

年 月 日

八幡平市長 様

所在地
名称
代表者名

八幡平市教育振興運動実践班活動費補助金交付申請書

年度において標記補助金の交付を受けたいので、八幡平市補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 関係書類
 - (1) 事業計画書（様式第2号）
 - (2) 収支予算書（様式第3号）

様式第2号 (別表関係)

事業計画 (実績) 書

活 動 名	活 動 内 容	期 日	対 象	会 場

様式第3号 (別表関係)

収支予算 (決算) 書

1 収入

(単位:円)

科 目	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		摘 要
			増	減	
合 計					

2 支出

(単位:円)

科 目	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		摘 要
			増	減	
合 計					

様式第4号（別表関係）

年 月 日

八幡平市長 様

所在地
名称
代表者名

八幡平市教育振興運動実践班活動費補助金事業変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け八幡平市指令 第 号で補助金の交付決定の通知があった標記事業について、次のとおり変更（中止、廃止）したいので、八幡平市補助金等交付規則第5条の規定により、関係書類を添えて承認を申請します。

- 1 変更（中止、廃止）の内容
- 2 変更（中止、廃止）の理由
- 3 関係書類
 - (1) 事業計画書（様式第2号）
 - (2) 収支予算書（様式第3号）

注 関係書類は、変更前と変更後を容易に比較対照できるように、変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書で上段に記載すること。

様式第5号（別表関係）

年 月 日

八幡平市長 様

所在地
名称
代表者名

八幡平市教育振興運動実践班活動費補助金交付申請取下書

年 月 日付け八幡平市指令 第 号で補助金の交付決定の通知があった標記補助金について、八幡平市補助金等交付規則第7条第1項の規定により、次のとおり取り下げます。

取下げの理由

様式第6号（別表関係）

年 月 日

八幡平市長 様

所在地
名称
代表者名

八幡平市教育振興運動実践班活動費補助金実績報告書

年 月 日付け八幡平市指令 第 号で補助金の交付決定の通知があった標記事業が完了したので、八幡平市補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて実績を報告します。

関係書類

- (1) 事業実績書（様式第2号）
- (2) 収支決算書（様式第3号）

様式第7号（別表関係）

年 月 日

八幡平市長 様

所在地
名称
代表者名

印

八幡平市教育振興運動実践班活動費補助金交付請求書

年 月 日付け八幡平市指令 第 号で補助金の交付決定の通知があった標記事業が完了したので、八幡平市補助金等交付規則第14条第1項の規定により、次のとおり補助金の交付を請求します。

- 1 補助金交付請求額 円
補助金交付決定額 円
前回までの受領済額 円

2 振込先

金融機関名		支店名	
(フリガナ) 口座名義			
口座番号	普通・当座・()		

様式第8号 (別表関係)

年 月 日

八幡平市長 様

所在地
名称
代表者名

⑩

八幡平市教育振興運動実践班活動費補助金前金払請求書

年 月 日付け八幡平市指令 第 号で補助金の交付決定の通知があった標記補助金について、八幡平市補助金等交付規則第14条第2項の規定により、補助金の前金払を受けたいので次のとおり請求します。

1 補助金前金払請求額 円
補助金交付決定額 円
前回までの受領済額 円

2 前金払を受けたい理由

3 振込先

金融機関名		支店名	
(フリガナ) 口座名義			
口座番号	普通・当座・()		

議案第1号

八幡平市教育委員会行政組織規則及び八幡平市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の一部を改正する規則

八幡平市教育委員会行政組織規則及び八幡平市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり決定したいので委員会の議決を求める。

令和7年3月21日提出

八幡平市教育委員会教育長 星 俊也

提案理由

部制への組織改編に伴い、所要の整備をしようとするものである。

議案第1号

八幡平市教育委員会行政組織規則及び八幡平市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和●年●月●日

八幡平市教育委員会教育長

八幡平市教育委員会規則第●号

八幡平市教育委員会行政組織規則及び八幡平市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の一部を改正する規則

(八幡平市教育委員会行政組織規則の一部改正)

第1条 八幡平市教育委員会行政組織規則(平成19年八幡平市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第6条及び第7条を次のように改める。

第6条 削除

(教育次長)

第7条 事務局に教育次長を置く。

2 教育次長は、教育長が行う教育行政の重要施策の決定を補佐するとともに、上司の命を受け部下の職員を指揮監督し所管事務を掌理する。

(八幡平市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の一部改正)

第2条 八幡平市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則(平成17年八幡平市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第3条中「並びに教育長」の次に「、教育次長」を加える。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

八幡平市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則新旧対照表

資料

現 行	改 正 後
<p>(略)</p> <p><u>第6条及び第7条 削除</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p><u>第6条 削除</u> <u>(教育次長)</u></p> <p><u>第7条 事務局に教育次長を置く。</u></p> <p><u>2 教育次長は、教育長が行う教育行政の重要施策の決定を補佐するとともに、</u> <u>上司の命を受け部下の職員を指揮監督し所管事務を掌理する。</u></p> <p>(略)</p>

八幡平市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の一部を改正する規則新旧対照表

資料

現 行	改 正 後
<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(教育長の専決)</p> <p>第3条 教育長は、職員の分限処分（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号、八幡平市職員の休職の事由に関する条例（平成17年八幡平市条例第29号）の規定による休職処分及び復職処分を除く。）及び懲戒処分並びに教育長、課長及び教育機関の長を任免することを除き、職員の任免、給与その他の人事に関する事項を専決処理することができる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(教育長の専決)</p> <p>第3条 教育長は、職員の分限処分（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号、八幡平市職員の休職の事由に関する条例（平成17年八幡平市条例第29号）の規定による休職処分及び復職処分を除く。）及び懲戒処分並びに教育長、<u>教育次長</u>、課長及び教育機関の長を任免することを除き、職員の任免、給与その他の人事に関する事項を専決処理することができる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

議案第2号

八幡平市教育委員会における安全衛生管理規程等の一部を改正する訓令

八幡平市教育委員会における安全衛生管理規程等の一部を改正する訓令について、別紙のとおり決定したいので委員会の議決を求める。

令和7年3月21日提出

八幡平市教育委員会教育長 星 俊也

提案理由

部制への組織改編に伴い、所要の整備をしようとするものである。

議案第2号

八幡平市教育委員会訓令第●号

八幡平市教育委員会における安全衛生管理規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和●年●月●日

八幡平市教育委員会教育長 星 俊 也

八幡平市教育委員会における安全衛生管理規程等の一部を改正する訓令

(八幡平市教育委員会における安全衛生管理規程の一部改正)

第1条 八幡平市教育委員会における安全衛生管理規程（平成17年八幡平市教育委員会訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「教育総務課長」を「教育次長」に改める。

(八幡平市教育委員会代決専決規程の一部改正)

第2条 八幡平市教育委員会代決専決規程（平成19年八幡平市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「教育総務課長が、教育総務課長が不在の時は、教育指導課長」を「教育次長」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 教育長及び教育次長ともに不在のときは教育総務課長が、教育総務課長が不在のときは教育指導課長がその事務を代決する。

第6条を次のように改める。

(教育次長の専決事項)

第6条 教育次長の専決できる事項は、市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程（平成17年八幡平市訓令第1号）第4条第3項の規定のほか、次のとおりとする。

- (1) 重要な照会、回答、通知、報告等に関すること。
- (2) 重要な答申、進達、申請等に関すること。
- (3) 重要な事実の証明に関すること。

第7条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、同条第5号中「第2条」を「第3条」に改め、同号を同条第3号とし、同条中第6号を第4号とする。

第8条第1号イ中「通勤状況の確認及び」を削る。

(八幡平市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正)

第3条 八幡平市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程（平成19年八幡平市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「市民課長、西根総合支所長及び安代総合支所長」を「市民部市民課長、市民部西根総合支所長及び市民部安代総合支所長」に改め、同条第2項中「総務課長」を「企画総務部総務課長」に改め、同条第3項中「文化スポーツ課長」を「市民部文化スポーツ課長」に改める。

(八幡平市教育委員会職員服務規程の一部改正)

第4条 八幡平市教育委員会職員服務規程（平成19年八幡平市教育委員会訓令第4号）の一

部を次のように改正する。

第2条第2号の表を次のように改める。

教育次長	教育長
課等の長（市立学校の校長を除く。）	教育次長
上記以外の職員	課等の長

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

八幡平市教育委員会における安全衛生管理規程の一部を改正する訓令新旧対照表（第1条関係）

資料

現 行	改 正 後
<p>(略)</p> <p>(安全衛生管理責任者)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 安全衛生管理責任者は、<u>教育総務課長</u>をもって充てる。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(安全衛生管理責任者)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 安全衛生管理責任者は、<u>教育次長</u>をもって充てる。</p> <p>(略)</p>

八幡平市教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令新旧対照表（第2条関係）

資料

現 行	改 正 後
<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(代決)</p> <p>第3条 教育長が不在のときは、<u>教育総務課長が、教育総務課長が不在の時は、教育指導課長がその事務を代決する。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(代決)</p> <p>第3条 教育長が不在のときは、<u>教育次長がその事務を代決する。</u></p> <p>2 <u>教育長及び教育次長ともに不在のときは教育総務課長が、教育総務課長が不在のときは教育指導課長がその事務を代決する。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p>
<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第6条 <u>削除</u></p> <p>(課長及び教育機関の長の共通専決事項)</p> <p>第7条 課長及び教育機関の長の専決できる事項は、市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程第4条第4項及び第5項の規定のほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>職員の事務分掌に関すること。</u></p> <p>(2) <u>課長補佐等以下（学校栄養職員及び事務職員以外の県費負担教職員を除く。）の時間外勤務、休日勤務、週休日の振替等、代休日の指定に関すること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(<u>教育次長の専決事項</u>)</p> <p>第6条 <u>教育次長の専決できる事項は、市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程（平成17年八幡平市訓令第1号）第4条第3項の規定のほか、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>重要な照会、回答、通知、報告等に関すること。</u></p> <p>(2) <u>重要な答申、進達、申請等に関すること。</u></p> <p>(3) <u>重要な事実の証明に関すること。</u></p> <p>(課長及び教育機関の長の共通専決事項)</p> <p>第7条 課長及び教育機関の長の専決できる事項は、市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程第4条第4項及び第5項の規定のほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>

(5) 八幡平市物品管理規則（平成17年八幡平市規則第67号）第2条に準ずる
事項に関する事。

(6) (略)

(課長の専決事項)

第8条 課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 職員（県費負担教職員を除く。）に係る次の事項に関する事。

ア (略)

イ 通勤状況の確認及び通勤手当の月額の決定又は改定に関する事。

ウ及びエ (略)

(2)から(10)まで (略)

(略)

(3) 八幡平市物品管理規則（平成17年八幡平市規則第67号）第3条に準ずる
事項に関する事。

(4) (略)

(課長の専決事項)

第8条 課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 職員（県費負担教職員を除く。）に係る次の事項に関する事。

ア (略)

イ 通勤手当の月額の決定又は改定に関する事。

ウ及びエ (略)

(2)から(10)まで (略)

(略)

八幡平市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令新旧対照表（第3条関係）

資料

現 行	改 正 後
<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(専決)</p> <p>第3条 <u>市民課長、西根総合支所長及び安代総合支所長</u>の専決できる事項は、住民異動に伴う学齢児童及び生徒の就学及び転学に関することとする。</p> <p>2 <u>総務課長</u>の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>3 <u>文化スポーツ課長</u>の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(専決)</p> <p>第3条 <u>市民部市民課長、市民部西根総合支所長及び市民部安代総合支所長</u>の専決できる事項は、住民異動に伴う学齢児童及び生徒の就学及び転学に関することとする。</p> <p>2 <u>企画総務部総務課長</u>の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>3 <u>市民部文化スポーツ課長</u>の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

八幡平市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令新旧対照表（第4条関係）

資料

現 行	改 正 後										
<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同表の右欄に掲げる者又はその代理をする者をいう。</p> <table border="1" data-bbox="206 587 1068 675"> <tr> <td>課等の長（市立学校の校長を除く。）</td> <td>教育長</td> </tr> <tr> <td>上記以外の職員</td> <td>課等の長</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(略)</p>	課等の長（市立学校の校長を除く。）	教育長	上記以外の職員	課等の長	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同表の右欄に掲げる者又はその代理をする者をいう。</p> <table border="1" data-bbox="1171 587 2033 719"> <tr> <td>教育次長</td> <td>教育長</td> </tr> <tr> <td>課等の長（市立学校の校長を除く。）</td> <td>教育次長</td> </tr> <tr> <td>上記以外の職員</td> <td>課等の長</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(略)</p>	教育次長	教育長	課等の長（市立学校の校長を除く。）	教育次長	上記以外の職員	課等の長
課等の長（市立学校の校長を除く。）	教育長										
上記以外の職員	課等の長										
教育次長	教育長										
課等の長（市立学校の校長を除く。）	教育次長										
上記以外の職員	課等の長										

議案第3号

八幡平市立学校教職員服務規程の一部を改正する訓令

八幡平市立学校教職員服務規程の一部を改正する訓令について、別紙のとおり決定したいので委員会の議決を求める。

令和7年3月21日提出

八幡平市教育委員会教育長 星 俊也

提案理由

岩手県クラウド型統合型校務支援システムの導入に伴い、所要の整備をしようとするものである。

議案第3号

八幡平市教育委員会訓令第●号

八幡平市立学校教職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和●年●月●日

八幡平市教育委員会教育長 星 俊 也

八幡平市立学校教職員服務規程の一部を改正する訓令

八幡平市立学校教職員服務規程（平成19年八幡平市教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第32条の見出し中「部数」を「等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 第3条第1項の規定による出勤簿の押印及び第6条第1項の規定による年次休暇等の申出は、電子的方法（情報通信の技術を利用する方法であつて教育長が定めるものをいう。）をもって行うことができる。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

八幡平市立学校教職員服務規程の一部を改正する訓令新旧対照表

資料

現 行	改 正 後
<p>(略)</p> <p>(申請書等の提出部数)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(申請書等の提出等)</p> <p>第32条 (略)</p> <p><u>2 第3条第1項の規定による出勤簿の押印及び第6条第1項の規定による年次 休暇等の申出は、電子的方法（情報通信の技術を利用する方法であって教育長 が定めるものをいう。）をもって行うことができる。</u></p> <p>(略)</p>

議案第4号

八幡平市招致外国青年就業規則の一部を改正する規則

八幡平市招致外国青年就業規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり決定したいので委員会の議決を求める。

令和7年3月21日提出

八幡平市教育委員会教育長 星 俊也

提案理由

令和7年6月1日に施行される刑法改正において、「禁錮」が「拘禁刑」へと変更されるため、所要の整備をしようとするものである。

議案第4号

八幡平市招致外国青年就業規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和●年●月●日

八幡平市教育委員会教育長

八幡平市教育委員会規則第●号

八幡平市招致外国青年就業規則の一部を改正する規則

八幡平市招致外国青年就業規則（平成17年八幡平市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「組合せた」を「組み合わせた」に改める。

第11条第2項中「うえ」を「上」に改める。

第25条の2第1項第1号中「よくない」を「良くない」に改め、同条第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 拘禁刑に処せられた者に係る他の規則の規定によりなお従前の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

八幡平市招致外国青年就業規則の一部を改正する規則新旧対照表

資料

現 行	改 正 後
<p>(略)</p> <p>(外国語指導助手の職務)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 外国語指導助手は、市教育委員会における職務のほか、指導主事の指示に従い、市内の学校を巡回し、特定の学校に駐在し、又は両者を<u>組合せた</u>方法で前項各号の職務を行う。</p>	<p>(略)</p> <p>(外国語指導助手の職務)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 外国語指導助手は、市教育委員会における職務のほか、指導主事の指示に従い、市内の学校を巡回し、特定の学校に駐在し、又は両者を<u>組み合わせ</u>た方法で前項各号の職務を行う。</p>
<p>(略)</p> <p>(休日)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、所属長は、あらかじめ振り替える休日を指定した<u>うえで</u>、前項の休日に勤務を命ずることがある。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(休日)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、所属長は、あらかじめ振り替える休日を指定した<u>上で</u>、前項の休日に勤務を命ずることがある。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(略)</p> <p>(免職、休職等)</p> <p>第25条の2 市教育委員会は、外国青年が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを免職することができる。</p> <p>(1) 人事評価又は勤務の状況を示す事実に照らして、勤務実績が<u>よくない</u>場合</p> <p>(2)から(4)まで (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 外国青年は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、条例に特別の定めがある場合を除くほか、その職を失う。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(免職、休職等)</p> <p>第25条の2 市教育委員会は、外国青年が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを免職することができる。</p> <p>(1) 人事評価又は勤務の状況を示す事実に照らして、勤務実績が<u>良くない</u>場合</p> <p>(2)から(4)まで (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 外国青年は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、条例に特別の定めがある場合を除くほか、その職を失う。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>(略)</p>

議案第5号

令和7年度八幡平市学校教育の方針について

令和7年度八幡平市学校教育の方針について、別紙のとおり決定したいので委員会の議決を求める。

令和7年3月21日提出

八幡平市教育委員会教育長 星 俊也

提案理由

令和7年度八幡平市学校教育の方針を決定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

I 八幡平市学校教育の方針

少子高齢化、グローバル情勢の混迷、生成A I等デジタル技術の発展など、これからの社会状況は予測困難で、変動性や不確実性が高まることが予想される。このような時代を生きる子供たちに対し、教育の果たす役割はますます重要となっている。教育は社会をけん引する駆動力の中核を担う営みであり、一人一人のウェルビーイングの向上と持続可能な社会の創り手の育成に向けて極めて重要な役割を有している。

そのような中、学校には、児童生徒の学びの保障や、いじめ防止対策などの今日的な課題の解決、現行の学習指導要領の着実な実施、社会に開かれた教育課程の実現、教育D Xの推進など、大きな変革が求められている。

また、学校は学習機会と学力を保障するという役割のみならず、様々な体験を通じて全人的な発達・成長を促す役割や、身体的、精神的な健康を保障する福祉的な役割をも担っている。

岩手県教育委員会は、令和6年度に「岩手県教育振興計画（2024～2028）」を示し、「学びと絆で、夢と未来を拓き、社会を創造する人づくり」という基本目標を掲げ、学校教育においては、岩手の子どもたちが、自分らしくいきいきと学び、夢を育み、希望あるいわてを創造する「生きる力」を身に付けることを目指すこととしている。

八幡平市教育委員会としても、「第2次八幡平市総合計画後期基本計画」の基本目標に掲げている「心身ともに健康で活力に満ちたまちづくり」を基本に据えて、国、県の動静と呼応しながら、「八幡平市だからこそできる教育、やるべき教育」という視点を踏まえ、保護者や地域と連携し「八幡平市の次代を担う人づくり」の実現を目指し、教育・文化的活動の充実に努めていきたいと考えている。

現行の学習指導要領においては、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの資質・能力を確実に身に付け、『生きる力』すなわち知、徳、体のバランスのとれた力をより一層育むこと」と「社会に開かれた教育課程の実現」が求められている。

その理念を受け、令和7年度においては、本市の学校教育方針である「豊かな人間性と創造性に富み、社会の変化に主体的に対応し、未来を切り開いていくことのできる心身ともに健全な児童生徒の育成」を目指し、学校教育の目標として3つの子ども増を掲げるとともに、8つの学校教育指導の重点を設置し、八幡平市の教育の充実・発展に努めるものである。

【学校教育の方針】

豊かな人間性と創造性に富み、社会の変化に主体的に対応し、未来を切り拓いていくことができる心身ともに健全な児童生徒の育成

【学校教育の目標】

- 心身ともに健康で、粘り強い子ども・・・心の教育の推進と体力の向上
- 学習に励み、勤労を尊ぶ子ども・・・学力の向上、勤労観の育成
- 郷土を愛し、大切にすること子ども・・・地域理解と国際交流の推進

【学校教育指導の重点】

- 1 学力保障 — 「主体的・対話的で深い学び」を視点とした子ども主体の授業の実現—
- 2 心の教育 — 豊かな心を育てる教育の充実—
- 3 体力向上 — 体力・運動能力の向上と健康の保持増進—
- 4 英語教育 — 国際交流を見据えた英語力の向上
- 5 防災教育 — 防災・安全意識の向上を図る教育の充実—
- 6 キャリア教育 — 「総合生活力」・「人生設計力」を高める教育の充実—
- 7 特別支援教育 — 一人一人のニーズに応じた指導・支援の充実—
- 8 地域との連携・協働 — 地域理解の推進と「地域とともにある学校」の実現—

Ⅱ 八幡平市学校教育指導の重点

国や県の方針や事業との関連を図りながら、次の1～8を、市教育研究所事業や各校の教育活動に具体的に位置付け、各学校への指導・支援を行う。

1 学力保障 — 「主体的・対話的で深い学び」を視点とした子ども主体の授業の実現

(1) 「主体的・対話的で深い学び」を視点とした子どもが主体の授業改善の取組を推進し、生きて働く知識及び技能の習得と未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力の育成、及び学びを生かそうとする力の育成を図る。

ア 単位時間の授業や単元等の学習のまとまりごとに、育成を目指す資質・能力を児童生徒の姿で具体化する。

イ 児童生徒の気づきや考え、興味・関心から問いを引き出しながら、子供にとって必然性のある学習課題を設定する。

ウ 児童生徒が各教科等における「見方・考え方」を働かせながら、主体的に課題解決に取り組めるような学習活動を設定する。

エ 児童生徒のつまづきを想定して学習活動、支援方法を計画し、児童生徒が粘り強く課題解決に取り組めるようにする。

オ 学習のまとまりごとに、評価問題や、児童生徒の自己評価等の場面を設定し、児童生徒自身が学んだことを自覚し、達成感や学習内容の有用感を得られるようにする。

(2) 校内研究（校内研修）・中学校区連携・同校種間連携の充実を図る。

- ア 児童生徒主体の「面白い授業」について、その在り方を全教員で協議し、共有する等、日々の授業実践に反映させるための校内研究会の充実を図る。
- イ 「令和7年度確かな学力育成プラン」に記載した学力調査結果の分析内容や目標設定、取組計画などについて、全教員で共有し、指導改善に向けた取組の徹底を図るとともに、教員相互の授業参観に取り組み、子供主体の授業の実現に向けた意識を高める。
- ウ 各種学力調査の問題（一部も可）を全教員で解く時間を設定し、今求められる資質・能力の育成や授業改善の方向性について共有する。
- エ 中学校区で課題を共有し、小中学校9年間での学びを意識した取組を行う。

(3) 児童生徒の学力や学級集団における満足度等の実態を把握し、授業改善や学級経営に活かす。

- ア 小学校4・5年生と中学校1・2年生で標準学力検査（NRT）を実施し、学習内容の定着状況を把握するとともに、結果を指導改善に生かす。
- イ 小学校4年生と中学校1年生で知能検査を実施し、児童生徒に対する効果的な指導・支援に生かす。
- ウ 小学校4年生と中学校1年生で学級集団調査を年2回実施し、学級集団に対する効果的な指導・支援に生かす。

(4) 家庭学習の充実を通して学習習慣の確立を図る。

- ア 「自学のすすめ」（教育委員会作成）の定期的な発行を通して、家庭への啓発を図る。
- イ 授業内容の定着につながる課題や発展的な課題を計画的に提供する。
- ウ 小・中学校が連携した家庭学習の取組を継続・推進する。

(5) ICT機器等を活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現を図る。

- ア 児童生徒の情報活用能力を系統的に育てるとともに、タブレット端末の家庭への持ち帰りなど、家庭での学習の充実を図る。
- イ ICT機器等を「主体的・対話的で深い学び」を視点とした子ども主体の授業の実現に活かせるよう、校内研修等において実践的な研究に取り組む。
- ウ 各種研修を通じて、教職員がICT機器等を活用できるための資質・能力等を身に付け、ICT活用指導力の向上を図る。
- エ 不登校等の児童生徒については、ICTを活用し、自宅等において多様な教育機会を確保し、個々の状況に応じた支援を行う。

2 心の教育 —豊かな心を育てる教育の充実—

(1) 道徳教育を計画的に推進し、道徳科の授業の充実を図る。

- ア 自分の考えを基に話し合ったり書いたりするなどの言語活動を充実させ、「自分ごと」として、多面的・多角的に考え議論する道徳へと転換を図る。
- イ 指導のねらいに即して、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど、指導方法を工夫する。

ウ 学習活動において児童生徒がより多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかという観点で評価する。

(2) 児童生徒一人一人が自己指導能力を身に付けることができる指導を心がける。

- ア 児童生徒一人一人の学級集団や人間関係に関する状況を的確に把握し、心理的安全性の高い学校・学級づくりに努める。
- イ 「自己存在感の感受」「自己決定の場の提供」「共感的な人間関係の育成」「安全・安心な風土の醸成」に努める。
- ウ 信頼とルールに支えられた自律的で協力的な学級づくりを進める。
- エ 「学校いじめ防止基本方針」に基づいた、いじめの未然防止、早期発見・適切な対応に向け、全職員による組織的な対応に努める。
- オ いわて「いじめ問題」防止・対応マニュアル等を活用し、いじめに対する感度を上げることや、適切な対応等についての理解に努める。

(3) 不適応児童生徒への継続的な対応を心がける。

- ア 発達支持的生徒指導を基盤とした不適応児童生徒出現の未然防止や、組織的な取組による早期発見・適切な初期対応に努める。
- イ 長期欠席児童生徒の状況を的確に把握するとともに、校内で定期的に検討会議を開き、学校として組織的に対応するとともに、関係機関との連携を図る。
- ウ 必要に応じて市教育支援センター（教育サポートルーム「ウィング～翼～」）を活用し、不登校児童生徒の精神的な安定を図り、集団生活への適応力を高め、学校復帰に向けたエネルギーが湧くように継続して働きかける。
- エ 市教育相談員と連携し、当該児童生徒の担任及び保護者の相談に応じる。

(4) JRC（青少年赤十字）活動を推進する。

- ア 児童生徒の主体性を育み、自律的な生活態度を養うために、「気づき」「考え」「実行する」という態度目標の実現を図る。
- イ 日常の教育活動をJRCの目標と結び付けることで、JRC活動を学校の文化として位置付ける。

(5) 読書活動を積極的に推進する。

- ア 学校図書館司書と連携し、学校図書館の「読書センター機能」、「学習センター機能」、「情報センター機能」の充実を図る。
- イ 発達段階に合わせた家庭読書に積極的に取り組むことで、生活の中に読書が位置付くように働きかける。

(6) 情報モラル指導を充実させる。

- ア 市学校警察生徒指導連絡協議会作成の「インターネット利用のガイドライン」を活用し、携帯電話、インターネット端末とそれを使った情報の取り扱いについて指導を行う。
- イ 情報モラルに係る授業等を継続して実施し、児童生徒及び保護者の意識啓発を図る。

3 体力向上 ー体力・運動能力の向上と健康の保持増進ー

(1) 体力・運動能力の向上を図る。

- ア 体力・運動能力調査を実施し、体位・体力の実態を的確に把握するとともに、情報を共有し、体力・運動能力向上のための目標を設定する。
- イ 「60（ロクマル）プラスプロジェクト」を推進するため、業間・課外・授業、および家庭生活の中で継続的かつ目的的な運動習慣の形成に向けた取組を実施する。
- ウ 部活動の活動方針（ねらい・指導体制・活動時間等）について、校内で共通理解を図り徹底するとともに、保護者、外部指導者との情報の共有や交流を密にし、部活動の適正化を図る。

(2) 食育の推進を図る。

- ア 給食指導を通して、正しい食事の在り方や望ましい食習慣の定着を図る。
- イ 給食センターの栄養教諭と連携を図りながら、積極的に食育を推進する。

(3) 保健指導の充実を図る。

- ア 「思春期保健事業」を活用し、心の健康、生活習慣病等の指導を行う。
- イ 肥満予防のための取組、性に関する指導、むし歯予防に対応した保健指導を継続的に実施する。

4 英語教育 ー国際交流を見据えた英語力の向上ー

(1) 小・中学校の外国語活動・外国語及び英語科の円滑な接続等について研修し、教員の指導力及び児童生徒の英語力の向上を図る。

- ア 市内全ての中学生が年間1回以上は実用英語検定を受験することとし、英語力の向上に向けた取組の一環として活用する。（検定料1回分を補助する。）
- イ 諸調査の結果・分析により、教員自身の指導について振り返り、授業改善に努める（中学校卒業段階で「英検3級以上相当の英語力」を有する生徒の割合50%を目指す）。
- ウ 中学生の「英語の授業が分かる」の指標について、肯定的回答の割合を県平均と同レベルに改善する。
- エ 小学生の「英語の勉強は好きですか」「英語の授業の内容はよく分かりますか」の指標について、肯定的回答の割合を全国平均プラス3ポイントとなることを目指す。
- オ 小中連携を意識した英語教育の充実を図る。

(2) ハロウ・インターナショナルスクール安比ジャンプの生徒との交流を通して、国際理解への関心を高めると同時に、英語学習に対する意欲を喚起する

- ア 八幡平の良さや、コミュニケーションの楽しさを実感したり、異文化理解等などが進んだりしていくような単元づくりを行う。
- イ 交流を契機に、日常生活における英語の役割を見直すとともに、積極的に学び、活用しようとする態度を養う。

5 防災教育 —防災・安全意識の向上を図る教育の充実—

(1) 防災教育を計画的に推進し、防災・安全意識の向上を図る。

- ア 「いわての復興教育」及び八幡平市防災教育カリキュラムを中心に、具体的な取組を積み重ねることで防災教育の充実を図り、多様な自然災害の発生時に自ら判断し、主体的に行動できる力を育成する。
- イ 岩手山の噴火等を想定し、八幡平市防災計画等に基づき、各学校の危機管理マニュアルを見直すとともに、実態を踏まえた適切な避難訓練や、火山防災副読本を活用した防災教育に取り組む。
- ウ 地域の防災活動への児童生徒の参加を、積極的に推奨するとともに、家庭・地域に防災教育の取組を積極的に発信する。

6 キャリア教育 —「総合生活力」・「人生設計力」を高める教育の充実—

(1) 計画的・継続的・組織的なキャリア教育を推進する。

- ア 教育活動全体で計画的・継続的・組織的にキャリア教育に取り組むために全体計画、年間活動計画を作成する。
- イ 中学校区で連携したキャリア教育の取組を推進する。
- ウ 「キャリア・パスポート」を活用し、キャリア教育の推進を図る。

(2) 学びの意義や目的を実感させる。

- ア 小学校では、きまりを守ることや働くことの大切さを感じることができるようにする。
- イ 中学校では、職業観や勤労観の育成を図り、将来の目標に向かって努力することや学習することの大切さについて実感することができるようにする。

(3) 地域と連携して職場や人材の活用を図る。

- ア 次代の地域の担い手の育成のため、農（みのり）と輝（ひかり）の視点から、地域を見つめ、地域のよさを実感できる体験活動や地域での交流活動を推進する。
- イ 中学校では、2日以上 of 職場体験を位置付ける。
- ウ 地域の方を積極的にキャリア教育のアドバイザーとして活用する。

7 特別支援教育 —一人一人のニーズに応じた指導・支援の充実—

(1) 特別な支援を必要とする児童生徒の学習を保障する。

- ア 個別の指導計画、個別の教育支援計画を作成し、教育的ニーズに応じた切れ目ない指導・支援を行う。
対象：特別支援学級在籍児童生徒、通級指導教室通級児童生徒、通常学級に在籍し校内の教育支援委員会の対象の児童生徒
- イ 一人一人の実態に応じた特別の教育課程を編成し、自立に向けた指導を行う。
- ウ ひかり・みのりサポート支援員と連携し、適切な指導・支援の充実を図る。

(2) 特別支援教育に対する理解を深める。

- ア 特別支援教育相談員による個別検査を随時実施し、配慮を必要とする児童生徒、未就学児の特性を適確に把握し、学校・園等の指導に活かす。
- イ 特別支援教育に係る校内研修を実施し、対象児童生徒に対する見取りや指導・指導の手立ての理解を深める。
- ウ 職員会議等の場で、対象児童生徒について教職員間の共通理解を図る。
- エ ひかり・みのりサポート支援員の研修を実施し、支援の質の向上を図る。

(3) 特別支援に係る教育相談の場を確保する。

- ア 配慮を必要とする児童生徒の保護者が抱える悩みに対し、特別支援教育相談員や教育相談員が対応し、適切に助言を行う。
- イ 年2回の市教育相談会を実施する他、関係機関と連携し、就学に悩みをかかえる保護者に対応する。
- ウ 盛岡青松支援学校支援センター一部、みたけゆいネット(盛岡みたけ支援学校)の教育・療育相談・研修会支援を活用する。

8 地域との連携・協働 —地域理解の推進と「地域とともにある学校」の実現—

(1) 地域の自然や歴史、伝統・文化に対する理解を深め、八幡平市の「よさ」を実感させることで、郷土を愛し、大切にしている心情を育成する。

- ア 地域の自然を知るために、観察・調査・保護等の活動を実施する。
- イ あいさつ運動や交通安全、防犯、防災など地域と連携した教育活動を推進する。
- ウ 地域の行事等に積極的に参加することで、地域の一員としての意識を育てる。

(2) 八幡平市「地域とともにある学校」づくり推進プランの実現に向けて、「学校運営協議会制度」(コミュニティ・スクール)を活用し、保護者、地域と連携・協働した学校経営を推進する。

- ア 各校の実態と地域の実状に合わせた「学校運営協議会」を運営し、各学校の特色や地域のよさを活かしながら教育的効果を高める。
- イ 学校運営協議会において、校長が作成した学校経営方針について説明し、承認を得る。
- ウ 「まなびフェスト」をもとに、学校運営協議会における「熟議」を通して保護者や地域住民と、学校の課題や目標を共有し、協働体制の構築・強化を図る。
- エ 「まなびフェスト」に基づいた学校評価(自己評価、学校関係者評価)を実施し、今後の改善方策について見直しを行い、目標設定や取組の改善に反映させる。

議案第6号

八幡平市教育委員会職員の人事異動について

八幡平市教育委員会職員の人事異動について、別紙のとおり委員会の議決を求める。

令和7年3月21日提出

八幡平市教育委員会教育長 星 俊也

提案理由

令和7年度定期人事異動をしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

令和7年4月1日付人事異動内示

教育委員会部局の異動

異動後		氏名	異動前
所属課等	職名		
教育委員会事務局教育次長兼学校給食センター所長兼図書館長（併任田山スキー場索道技術管理者）		工藤 輝樹	まちづくり推進課長兼田山スキー場索道技術管理者
教育委員会事務局教育総務課	課長	坂本 譲	教育総務課長兼学校給食センター所長兼図書館長
	学事係長	佐々木 晴美	市民課国保年金係長
田頭小学校	主任用務員	乙部 一男	暫定再任用
松野小学校	主任用務員	小野寺 瑞夫	企画財政課主任自動車運転手兼主任作業員
西根中学校	主任用務員	佐藤 智	暫定再任用
西根地区学校給食センター	主任	北口 拓也	安代総合支所主任
図書館	主任	津志田 勇孝	防災安全課主任

教育委員会部局からの出向

異動後		氏名	出向前
部局名	所属名・職名		
市長部局	市民部まちづくり推進課エネルギー推進係長	佐々木 靖人	教育委員会事務局教育総務課学事係長
	市民部安代総合支所主査	村井 伸地	西根地区学校給食センター係長
	福祉部健康こども課主任	工藤 麻衣	教育委員会事務局教育総務課主任

教育委員会部局の退職者（令和7年3月31日付）

所属名・職名	氏名	摘要
田頭小学校主任用務員	関 たえ子	
西根中学校主任用務員	佐藤 智	

教育委員会部局の再任用職員の任期満了者（令和7年3月31日付）

所属名・職名	氏名	摘要
図書館主任	高橋 順子	